

「違反対象物に係る公表制度」

違反対象物情報は各消防本部のホームページで公表されます。



※現在、公表されている対象物はありません。

[【公表一覧表】](#)

◎総務省消防庁違反対象物公表制度の詳細は、[こちらをクリックしてください。](#)

●違反対象物公表制度とは

建物を利用する皆さんが安心して利用できるように、消防法令違反のある建物に関する情報を佐久広域連合消防本部のホームページで確認できる制度です。

●公表の対象となる建物

飲食店、物品販売店舗、ホテル、旅館、病院、社会福祉施設等の不特定多数の方が利用する建物（**特定防火対象物**）が公表の対象となります。

●公表の対象となる違反の内容

公表対象とする違反の内容は、消防法で設置が義務付けられているにもかかわらず、「**屋内消火栓設備**」「**スプリンクラー設備**」「**自動火災報知設備**」が全く設置されていないものを対象とします。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

●建物関係者の皆様へ

増改築を行う場合、隣接建物と渡り廊下で接続する場合、建物を用途変更し、飲食店、物品販売店舗、宿泊施設、社会福祉施設等として利用する場合は、事前に最寄りの消防署にご相談ください。